

最低賃金周知用ポスターのデザイン募集（令和3年度） （京都府最低賃金ポスターデザインコンテスト実施要綱）

1 趣旨

「最低賃金」とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低基準を定め、使用者は、その最低賃金を支払わなければならないとする制度です。

京都府においては、毎年、京都府最低賃金が改正されており、京都府下のすべての使用者は、その京都府最低賃金以上の賃金を支払う必要があります。

令和3年度に適用される最低賃金について、広く府民に知ってもらい最低賃金の意識が高まるように、京都労働局として、ポスターデザインコンテストを実施します。

2 募集デザイン

京都府最低賃金の周知を目的としたポスターのイラスト部分

3 デザイン内に盛り込むべき内容

以下の(1)、(2)及び(3)は、必ずデザインに盛り込んで下さい。(4)は、任意であり、デザインに必ずしも盛り込む必要はありません。

(1)「**京都府最低賃金**」の名称（必須）

(2)「**時間額937円**」であること（必須）

(3)「**発効年月日 令和3年10月1日**」であること（必須）
（「発行」ではありませんのでご注意ください）

(4) キャッチフレーズの使用は、任意であること。使用するキャッチフレーズは限定しない。

（令和2年度のキャッチフレーズ 「守ってね！最低賃金。」

令和3年度のキャッチフレーズ 「みんなチェック！最低賃金。」）

4 応募方法

(1) 応募期間は、令和3年9月10日(金)から同年10月29日(金)までとする。

(2) 応募作品は一人1点とし、縦40cm×横40cm以内の正方形のスペース内に、上記3のデザイン(イラスト)を表すこと。

但し、グループで応募することは妨げない。なお、グループで応募するときは、グループ構成員人数分までの応募は、可とする（例：4人グループであれば、4

点まで)。

- (3) 応募作品は、原本又は画像データ（可能ならその両方）で提出すること。画像データについては、原本と同じレイアウトのまま PDF とし、USB メモリー等で提出すること。
- (4) 応募作品には、著作者本人の住所、氏名、電話番号、学校名・学科（一般応募の場合は不要）を明記の上、京都労働局賃金室に提出すること（郵送可。ただし、応募期間内必着のこと。）
グループ応募の場合においても、代表者及び全員の住所、氏名、電話番号、学校名・学科（一般応募の場合は不要）を明記すること。
- (5) 応募作品の使用に関する諸権利は京都労働局賃金室に帰するものとする。
ただし、製作者の作品集など、製作者自身の使用は可とする。

5 選考方法

全応募作品の中から、京都地方最低賃金審議会委員をはじめとする関係者及び京都労働局への来庁者等により選考し、最も優秀と認められた作品に最優秀賞を授与し、ポスターデザインとして採用する。

また、最優秀賞以外の作品から、優秀賞、特別賞を数点授与することとする。

6 表彰等

- (1) 最優秀賞： 京都労働局長名による賞状及び作成されたポスター（額入り）を授与する。また作成するポスターには、デザイン作者名及び学校名等を記載する。
- (2) 優 秀 賞： 京都地方最低賃金審議会長名による賞状を授与する。
- (3) 特 別 賞： 京都府商工労働観光部長名による賞状を授与する。
- (4) 上記(1)から(3)の全受賞者に対し、京都労働局長から記念盾を贈呈する。
ただし、グループ応募の場合は1グループに対して1点とする。
- (5) 表彰式の際に記者発表を行う。

[参考]

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、アルバイト、パートなどの雇用形態にかかわらず、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

京都府の最低賃金は、公益代表委員（学識経験者など）、労働者代表委員、使用者代表委員の三者構成による「京都地方最低賃金審議会」での調査審議の結果（答申）

を受け、京都労働局長が決定します。

現在の京都府最低賃金は、時間額909円、その効力発生日は令和元年10月1日です。今年は28円の引上げとなり、「時間額937円」「発効年月日令和3年10月1日」となります。

[応募の問い合わせ先]

京都労働局労働基準部賃金室（担当：笠原）

〒604-0846 京都市中京区両替町御池上ル金吹町 451

Tel 075-241-3215 ・ Fax 075-241-3219

E-mail: chinginshitsu-kyoutokyoku@mhlw.go.jp

※ これにより得た個人情報については、「最低賃金周知ポスターデザイン募集事業」以外の目的には使用しません。

ポスターのイメージ図

この部分のデザインを募集



京都労働局最低賃金ポスターデザインコンテスト 最優秀賞 ○○学校 ○○○さん

令和3年度 京都府の特定(産業別)最低賃金一覧表

件名	時間額	効力発生日
電気機械器具製造業	○○○円	令和3年○月○日
輸送用機械器具製造業	○○○円	令和3年○月○日
各種商品小売業	○○○円	令和3年○月○日
自動車(新車)小売業	○○○円	令和3年○月○日

【京都労働局資金室】
電話でチェック! **075-241-3215** WEBでチェック! **最低賃金制度** **検索** スマホでチェック! 

中小企業事業主の皆様! 「経営課題」「労務管理」のことでお悩みなら**最低賃金ワンストップ無料相談**をご利用ください。
 **京都府最低賃金総合相談支援センター**  **0120-420-825** (フリーダイヤル)